

阿蘇市子ども読書活動推進計画 【第二次】

素案



令和4年4月

阿蘇市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 はじめに 1
- 2 計画の性格..... 1
- 3 計画の期間..... 1

第2章 具体的な取組の成果と課題

- 1 第1次推進計画期間における取組、成果..... 2
- 2 第1次推進計画期間における課題..... 3

第3章 基本的な考え方

- 1 計画の目標..... 3
- 2 本市における子どもの読書活動の推移..... 4

第4章 具体的な方策

- 1 家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供..... 5
- 2 子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実 .. 5
- 3 図書館、学校、ボランティアとのパートナーシップによる取組の推進..... 5
- 4 ユニバーサルデザインの視点を踏まえた子どもの読書活動の推進..... 6
- 5 社会的気運の醸成のための啓発広報の推進..... 6

第5章 具体的な数値目標

- 1 今後5年間で取り組む具体的な数値目標..... 6

第6章 計画の推進に関わる事項

- 1 阿蘇市子ども読書活動推進計画報告書の作成..... 7
- 2 阿蘇市子ども読書活動推進計画報告書の活用..... 7

附帯資料

- 小中学生の読書活動に関するアンケート(令和3年6月実施)
- 子どもの読書活動の推進に関する法律

第 1 章－ 計画の策定にあたって

1.はじめに

子どもたちは本を読むことで、言葉を学び、感情を理解し、世界を想像する力を身に付けます。平成 13 年に国は『子どもの読書活動の推進に関する法律』を制定しました。法律をもって、国や地方公共団体の責務を明確にし、子どもたちの読書環境の整備や読書活動を推進するべく大きなうねりを作り出しました。法律制定後、各地で子どもの読書活動についてさまざまな推進運動が行われ、今日に至っています。

本市においても、平成 24 年 5 月に阿蘇市子ども読書活動推進計画を策定し、子どもたちを対象とした読書活動の推進に努めてまいりました。計画策定から今日まで、子どもたちの置かれた環境は絶えず変化しています。平成 28 年には熊本地震に見舞われ、すべての子どもたちが被災者となりました。また、現在も 2020 年初頭に新型コロナウイルスの感染が確認され、日々、感染拡大の脅威にさらされています。コロナ禍によって、子どもたちは学校に通えず、オンライン学習が推奨されました。日々生活が変化していく今、子どもの読書活動の推進に取り組むことは、子どもを取り巻く多くの大人達にとって喫緊の課題であり、注力しなければならない問題でもあります。

今回、第二次計画を策定するにあたって、市内小中学生を対象に読書活動に関するアンケートを実施しました。さまざまな働きかけにより読書を楽しむ術を知り得た子どもたちも、まだその楽しさを知らない子どもたちも、本市のすべての子どもたちが少しでも楽しく健やかに成長する糧となるように、子どもたちに読書の面白さと同時に楽しみ方を教え導いていく必要があります。

現代に生きる子どもたちが、人生を深く強く生きていける力を身につけるために読書は欠かせないもののひとつなのです。そのような中、子どもの読書活動を推進する上で、子どもを取り巻く立場にある全ての者が協力し、市全体でより有効な読書活動の推進を図るため「阿蘇市子ども読書活動推進計画(第二次)」をまとめました。これを基本とし、図書館を始め、学校、保育園、幼稚園、子育て支援センター、各家庭等における読書活動が益々活発になるよう目指して参ります。

子どもの読書活動に尽力されている方々はもとより、市民の皆様にも広く「子ども読書活動推進計画」の趣旨をご理解いただき、読書活動の推進にご助力いただければと思います。

2 計画の性格

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第 9 条 2 項に基づいて、熊本県子供の読書活動推進計画「肥後っ子いきいき読書プラン」を基本とし、本市における子どもの読書活動を推進するために策定するものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間の計画とします。

第2章－ 具体的な取組の成果と課題

1 第一次推進計画期間における取組、成果

第1次推進計画では、具体的な取組として、①家庭における子ども読書活動の推進②幼稚園・保育園における子ども読書活動の推進③学校における子ども読書活動の推進④市立図書館における子ども読書活動の推進を掲げ、それぞれに以下のような取組みを行いました。

- ① 家庭における子ども読書活動の推進“おうちで読書・かぞくで読書”
 - おうち読書推進のため、啓発キャラクター「あそぶっくま」のシールを作成しました。
 - 本への興味を育むため、ブックスタート配布率の向上に努めました。
 - おうち読書のすすめとして、お知らせ端末からの絵本紹介等を実施し、家庭での読書をコミュニケーションのひとつの手段として定着させることに取り組みました。
- ② 幼稚園・保育園における子ども読書活動の推進 “聞く読書・見る読書”
 - 幼稚園・保育園への資料支援として、移動図書館の巡回率を 52%から 100%に。全ての子どもたちに絵本との出会いを提供できる環境づくりを行いました。
- ③ 学校における子ども読書活動の推進“読書へのいざない”
 - 児童生徒の1カ月の読書冊数1冊以上の割合を調査し、小学校・中学校共に現状維持を図れるよう学級文庫等の資料支援を実施しました。
 - 児童生徒の1カ月の読書冊数1冊以上の割合は、小学生：98%中学生：86%(H24)から小学生：97%中学生：92%(H29)に推移しました。
 - 学校に“うち読ブックリスト”と“あそぶっくまシール”を配布し、学校図書室での展示を実施しました。
- ④ 市立図書館における子ども読書活動の推進“読書の輪をつくる”
 - 移動図書館の巡回場所の拡充、図書館主催イベントの実施によって、図書のPRに努めたことで利用カード普及率は目標の 50%を超え、66%に達しました。
 - 一人当たりの貸出点数は、目標の 5.8 冊を上回り 5.9 冊に達しました。

○阿蘇市における1カ月の平均読書量並びに不読者の割合

○うち読シール

項目	区分	2012年	2017年	2021年
1カ月の平均読書量	小学生	8.9冊	7.2冊	9.6冊
	中学生	2.7冊	3.7冊	4.1冊
不読者の割合	小学生	1.3%	2.8%	7.7%
	中学生	13.6%	7.9%	19.8%



*上記の表は、平成24年、29年、令和3年に実施した子どもの読書活動状況調査の結果をまとめたものです。

*不読者とは1カ月間に1冊も読まなかった児童・生徒のことです。

2 第一次推進計画期間における課題

第一次推進計画期間を経て、以下のような課題が見られました。

- ① 平均読書量が高くなる傾向にあっても、不読者数の割合も高くなる。これは、本を読む児童・生徒はたくさんの本を読み、読まない児童・生徒は全く読まないという状況です。令和3年の調査では、この状況がより顕著になっています。
- ② 子どもたちの発達段階に見合った取組が実施できていない。ブックスタートに始まり、幼稚園・保育園、小学校、中学校、高校へと成長していく過程において、計画策定当初から大きく前進したと言える部分と停滞している部分がある。
- ③ 短期間でできる取組では、全体的な読書活動の推進を進めていくのは、難しい。継続できる取組を実施していく必要がある。

第3章－ 基本的な考え方

1 計画の目標

熊本県では、以下の5つの目標を柱に取組を実施しています。本市もこれに倣い、本計画の推進に努めます。

目標1 家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供

子どもの読書活動の推進を確かなものにするためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組が必要不可欠です。そのため、すべての子どもが小さい頃から、家庭、地域、学校を通じて楽しく読書に親しむことができるような機会の提供を積極的に行い、子どもの読書意欲を高め、進んで読書しようとする態度を育て、生涯にわたる読書習慣を身に付けていくことができるよう取り組みます。

目標2 子ども読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実

子どもの読書活動の推進を確かなものとするためには、読書活動の場となる施設や蔵書をはじめ、読書活動の基盤となる諸条件の整備が求められます。そのため、すべての子どもが目的や意欲に応じ、豊かな読書環境に接することを通して、読書の喜びや楽しさを味わうことができるよう、図書館、学校等において、該当施設の設置、充実および図書資料¹等の整備が行われるよう取り組みます。

目標3 図書館、学校、ボランティアとのパートナーシップによる取組の推進

子どもの読書活動の推進を確かなものにするためには、子どもの読書活動に携わる関係者が、対等な関係において相互に連携するとともに、適宜補完し合いながら一体となって取り組んでいくことが大切です。そのため、図書館、学校、ボランティアとのパートナーシップのもと、それぞれの特性、特色、良さを尊重し、活かし合いながら取組が進むよう努めます。

目標4 ユニバーサルデザインの視点を踏まえた子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動の推進を確かなものにするためには、すべて子どもたちの実態やニーズに応じた読書の取組みが大切です。そのため、ユニバーサルデザインの視点を踏まえ、特に、障がいのある子どもや長期療養中等で児童読書サービスを受けることが困難な子ども、母国語が日本語ではない子どもなどの読書活動推進のため、その実態把握に努め、実態を踏まえたよりきめ細やかな読書活動が行われるよう努めます。

目標5 社会的気運の醸成のための啓発広報の推進

子どもの読書活動の推進を確かなものにするためには、子どもの読書活動の意義や重要性について、県民に広く啓発を行っていくことが必要です。そのため、「子ども読書の日」(4月23日)をはじめ、子どもたちの読書活動に関わる様々な情報について積極的に収集し、その啓発を図るとともに、催し物においても参加者の交流を通じ社会的気運が醸成されるよう努めます。

2 本市における子どもの読書活動の推移

阿蘇市の子どもたちの読書活動の現状を調査するべく平成 29 年度、令和 3 年度の 2 度に渡って本市の小学校 4 年生、中学校 2 年生を対象に「小中学生の読書活動に関するアンケート」(以下「読書アンケート」)を実施しました。

読書アンケートによると「本を読むことが好きですか」の問いに「好き」と答えた小学生の割合は、平成 29 年度では 70%で、令和 3 年度では、71%でした。また、中学生は同じ問いで、平成 29 年度では 49%、令和3年度は 54%でした。「好き」と答えた子どもたちは増えているのに対し、平均読書量・不読者の割合ともに全国平均を下回る結果となりました。令和3年に実施した読書アンケートの結果から、1ヶ月の平均読書冊数は、小学生が 9.6 冊、中学生が 4.1 冊であることがわかっています。2021 年(令和 3 年)に実施された第 66 回読書調査から全国の小学生の月平均読書冊数は 12.7 冊、全国の中学生の月平均読書冊数は 5.3 冊となっています。また、「不読者」の割合は、全国平均が小学生 5.5%、中学生が 10.1%となっており、全国平均より割合が高くなっています。

全体的に小学生から中学生への過程において、急激に読書量や不読者の割合が変化しますが、これは、成長の過程において、何冊も本を読むことよりも読み解くことを大切にする読書へと読書の仕方が変わっていくことから生じる当然の結果と考えられます。なぜ、本を読むのが好きなのかを尋ねた問いでは、小学生は「本を読むといろいろなことがわかるから」と答えた児童が1番多く、「おもしろい本に出会ったから」と答えた児童が2番目に多い結果となりました。ところが、中学生になると「おもしろい本に出会ったから」と答える生徒が大半を占めるようになります。成長の過程において、これは喜ばしい変化であると言えます。中学生の読書活動は、個人の思考や嗜好を満たすものとしての役割が強いに考えられます。これは、「大人になりつつある人」としての読書活動が成功していると捉えることができます。中学生の読書活動をより良いものにするためには、やはり小学生の読書活動が大切です。本を読むことが習慣化されること、読書によって知的好奇心が満たされる実体験を持つことによって、発達段階に応じた読書が可能になります。

○全国平均との比較(2021年)

項目	区分	阿蘇市	全国平均
1カ月の 平均読書量	小学生	9.6冊	12.7冊
	中学生	4.1冊	5.3冊
不読者の割合	小学生	7.7%	5.5%
	中学生	19.8%	10.1%

* 第66回読書調査…全国学校図書館協議会が、毎日新聞社と共同で行っている全国小中学校の児童生徒を対象とした読書状況調査(2021.5 実施)

* 不読者…1ヶ月間に1冊も本を読まなかった児童・生徒

第4章－ 具体的方策

1 家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供

家庭、地域、学校において子どもたちがいかに読書に親しむことができるかは、子どもたちに関わる全ての大人たちの読書活動への理解や協力が不可欠です。

幼少期においては、家庭や保育園・幼稚園などでの読み聞かせなどによって、読書が習慣化されやすくなり、本を身近に感じることで自然と読書に親しむ環境が形成されます。

また、周りにいる大人が読書をすることにより、自然に読書を生活の一部として捉えることができます。得てして、大人の言動や行動は、子どもに対して強い影響力を持つことから、少ない時間でも大きな成果を生むことができます。

具体的な取組

- 「読みたい」を育むためのブックスタートの実施
- 子どもたち向けの読書案内の作成
- 保護者の方向けの読書活動の啓発広報の作成(うち読の実践等)
- 読書調査の実施
- 親子向け読書イベントの実施
- 学校 PTA、市 PTA 連絡協議会との協力・連携

2 子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実

本市の公共図書館は、資料15万点を要し、そのうち児童用資料は5万点を所蔵しています。また、公共図書館を2館有し、市内全域及び阿蘇郡内全域に図書館サービスを実施しています。既存の施設や資料の整備拡充を図ることも大事ですが、それ以前に既存の設備を有効利用する方法を模索する必要があります。

具体的な取組

- 移動図書館車のサービス拡充(新規サービスポイントの設置)
- 移動図書館車の利活用の推進
- 読書活動に関する相談窓口の設置(読書活動に関わる情報収集、その他読書活動全般に関すること)

3 図書館、学校、ボランティアとのパートナーシップによる取組の推進

本市の全ての小学校で読み聞かせボランティアが活動しています。ボランティアの活動頻度や活動内容は様々ですが、子どもの読書活動の推進において大きな一翼を担っています。また、子どもの読書活動は、学校図書館、公共図書館、読み聞かせボランティアのパートナーシップによって、支えられ、継続していくものです。

具体的な取組

- 子どもの読書活動に関わる団体、個人に向けての研修会の実施
- 読み聞かせボランティアの名簿作成
- 読み聞かせボランティアの人材発掘及び育成研修会の実施

4 ユニバーサルデザインの視点を踏まえた子どもの読書活動の推進

子どもたちは、その発達段階に応じて本を選び、楽しんでいきます。同年齢の子どもであっても、読む本はそれぞれです。公共図書館は様々な子どもたちのニーズに応えるため、ユニバーサルデザインの視点を踏まえ、バラエティーにとんだ資料収集に努める必要があります。また、ICTを活用し、子どもたち自らが本を探し、予約できるシステムを構築していく必要があります。

具体的な取組

- 資料収集方針の刷新
- 読書活動が困難な児童への柔軟な対応(公共図書館の利用相談等)
- パネルシアター及びエプロンシアター等の作成
- タブレットを使った図書館教育の実践

5 社会的気運の醸成のための啓発広報の推進

先述の読書アンケートの結果、「本を読むのは大切なことだ」と考える子どもは、小学生が95%、中学生が88%です。大部分の子どもたちは、本を読むことは自分の糧になることだと知っています。しかしながら、読書の大切さは、忙しい日々の中で少しずつ忘れ去られてしまうこともあります。子どもたちに“読書の大切さ”を気付かせる継続的な取組が必要です。

具体的な取組

- 子ども読書の日啓発
- 子どもたちが参加できる催しの開催
- 図書館だよりの発行
- 体験学習の受け入れや図書館見学の受け入れ

第5章－ 具体的な数値目標

1 今後5年間で取り組む具体的な数値目標

目標1 ☆1ヶ月に1冊以上本を読む児童生徒を増やします。

児童生徒の読書率	(5年度の目標値)
○小学生 92.3% (R3) ⇒	95%
○中学生 80.2% (R3) ⇒	85%

目標2 ☆全校一斉読書に取り組む学校の割合を増やします。

全校一斉読書に取り組む学校の割合	(5年度の目標値)
○小学校 100% (R3) ⇒	100%
○中学校 67% (R3) ⇒	100%

目標3 ☆幼稚園・保育園、小学校・中学校への配本活動を実施します。

配本活動の割合		(5年度の目標値)	
○幼稚園・保育園	100% (R3)	⇒	100%
○小学校	100% (R3)	⇒	100%
○中学校	33% (R3)	⇒	60%

第6章－ 計画の推進に関わる事項

1 阿蘇市子ども読書活動推進計画報告書の作成

本市の子ども読書活動推進計画を推進していくには、関係団体等の協力・連携が欠かせない。このため、読書アンケートの結果報告や施策の方向性の確認、連携・協力の在り方、実践している取組の情報共有等を図ることを目的に阿蘇市子ども読書活動推進計画報告書を年1回作成し、関係団体または個人等に配布する。

2 阿蘇市子ども読書活動推進計画報告書の活用

阿蘇市子ども読書活動推進計画報告書を活用し、次年度以降の取組や協力・連携の見直し等を行い、子どもたちの読書環境に応じた読書活動の推進に努める。

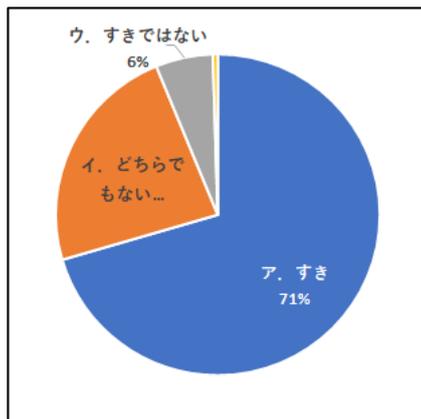
附帯資料

小中学生の読書活動に関するアンケート

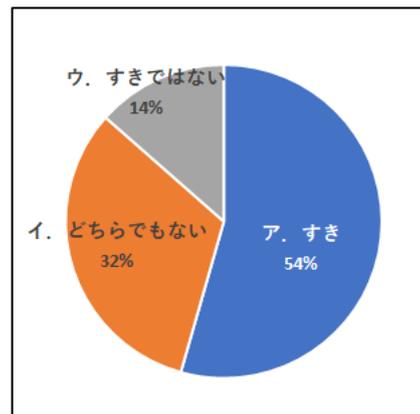
令和3年6月実施

問. あなたは本を読むことが好きですか。

(小学生)

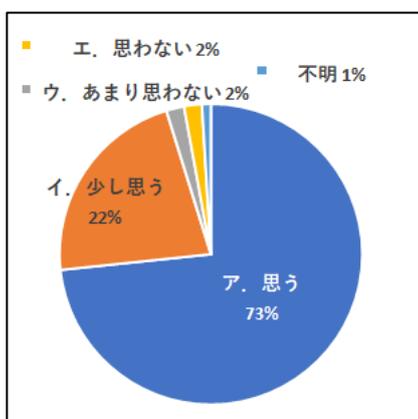


(中学生)

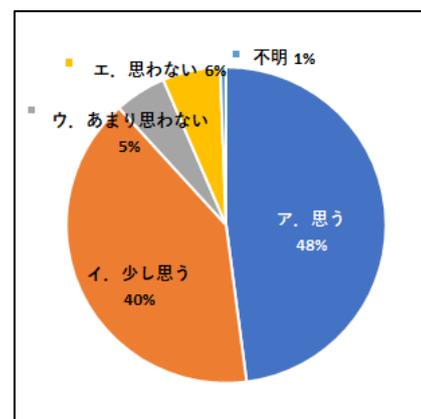


問. あなたは本を読むことが大切だと思いますか。

(小学生)

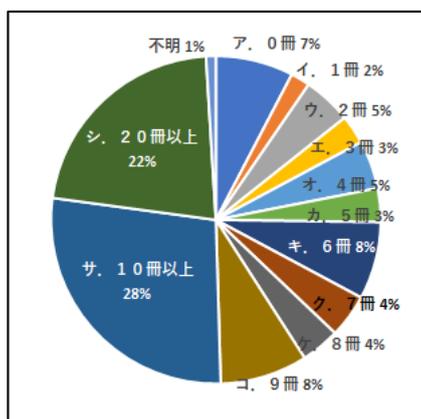


(中学生)

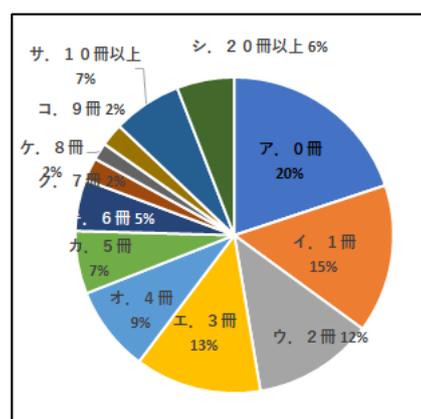


問. あなたは1カ月間に何冊本を読みますか。

(小学生)

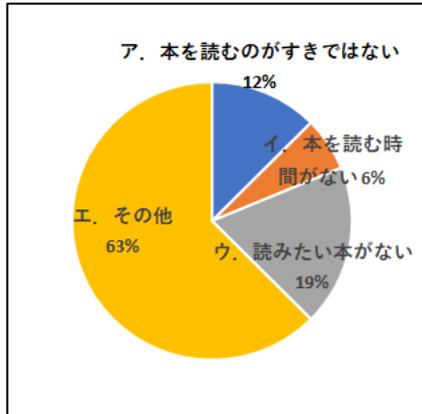


(中学生)

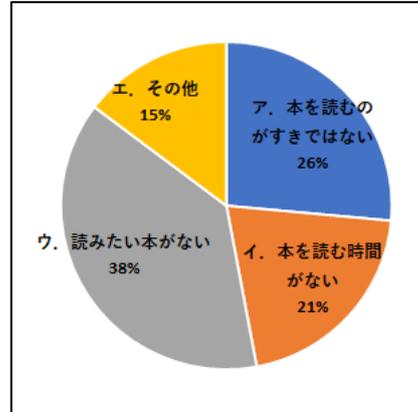


問. 1カ月間に本を1冊も読まないのはなぜですか。

(小学生)210名中16名の不読者を対象

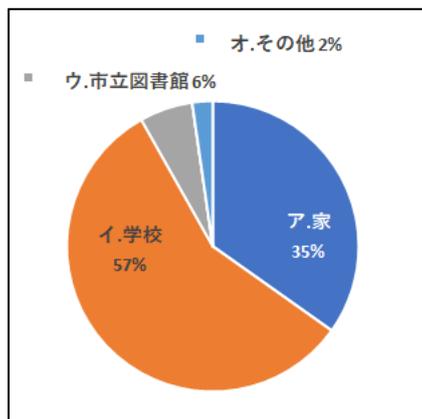


(中学生)

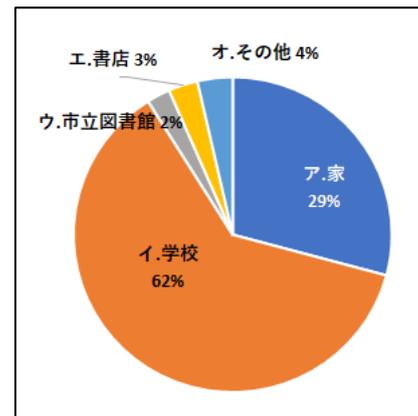


問. あなたはどこで本を読みますか。

(小学生)

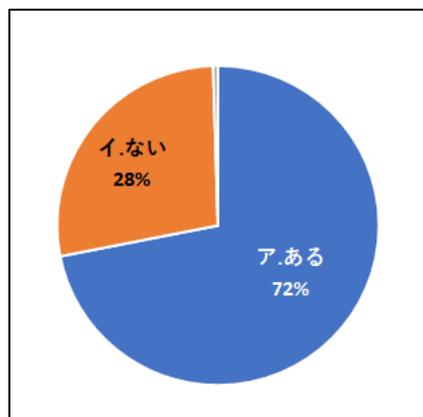


(中学生)

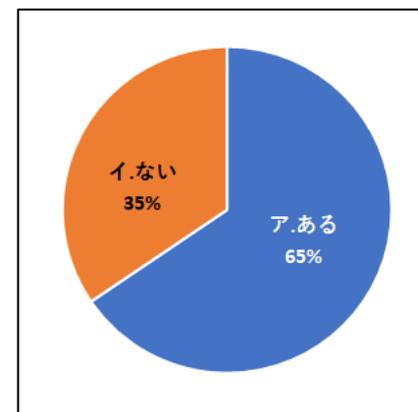


問. あなたは授業以外の休み時間や放課後に学校の図書室を利用することがありますか。

(小学生)

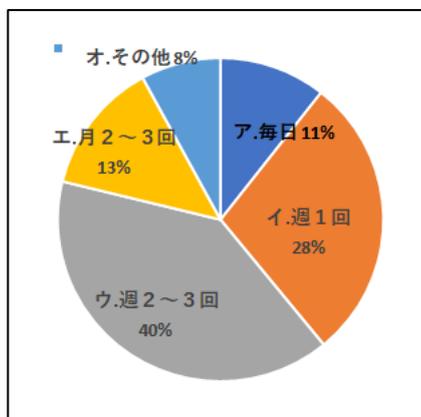


(中学生)

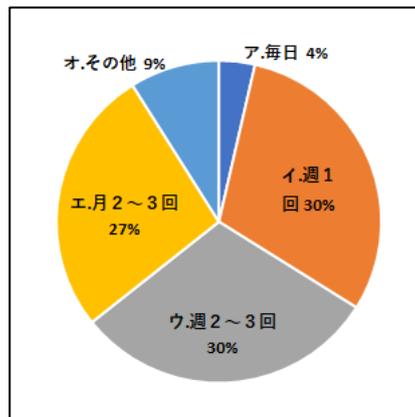


問. 学校図書室をどのくらい利用しますか。*学校図書室の利用に一部制限を設けている学校があります

(小学生) 151名の利用する児童を対象

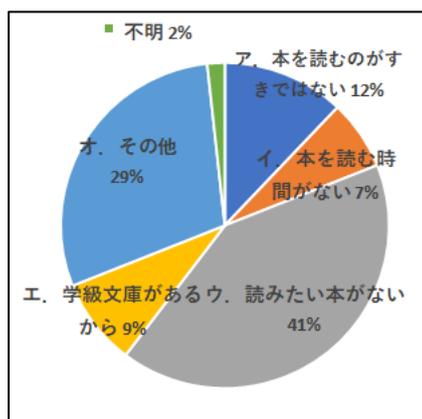


(中学生) 112名の利用する生徒を対象

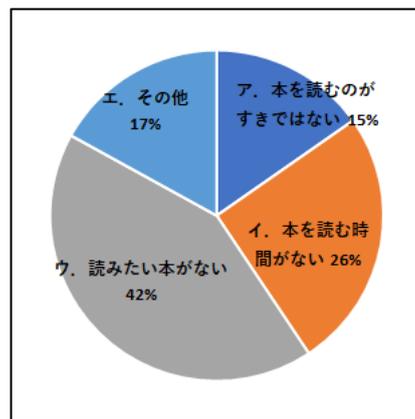


問. 学校の図書室を利用しないのはなぜですか。

(小学生) 58名の利用しない児童を対象

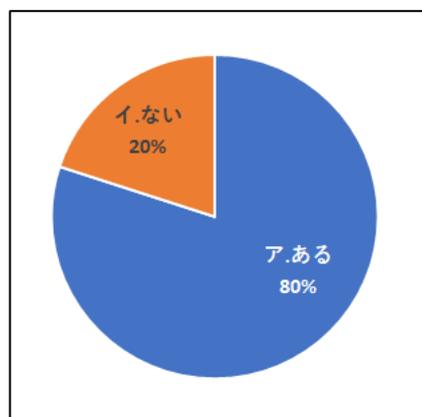


(中学生) 59名の利用しない生徒を対象

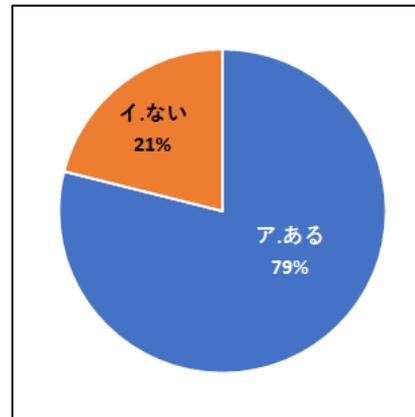


問. あなたは市立図書館を利用したことがありますか。

(小学生)

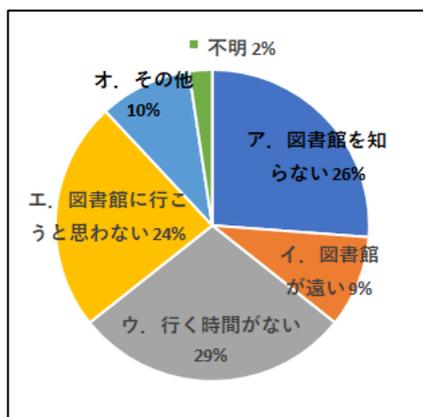


(中学生)

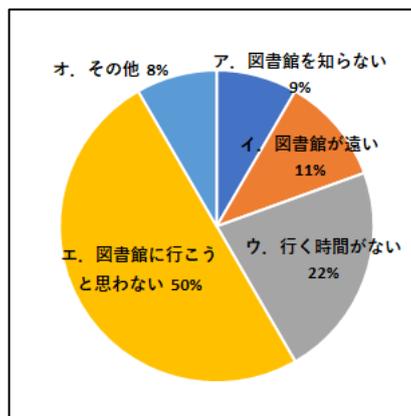


問. 市立図書館に行かない理由はなんですか。

(小学生) 42名の利用しない児童を対象

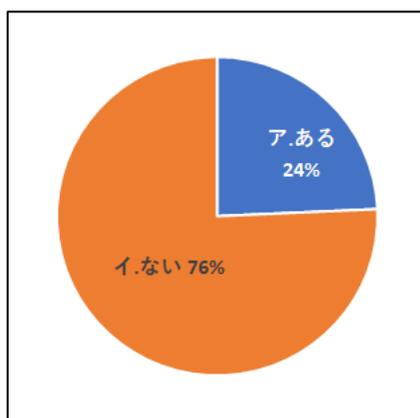


(中学生) 36名の利用しない生徒を対象

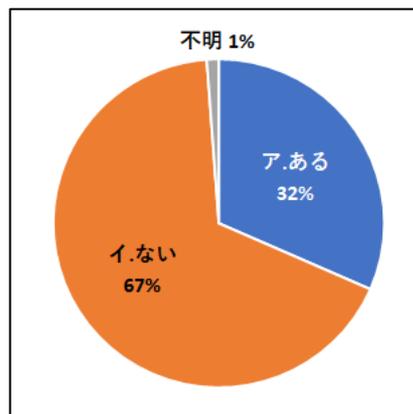


問. あなたは電子書籍を利用したことがありますか。

(小学生)

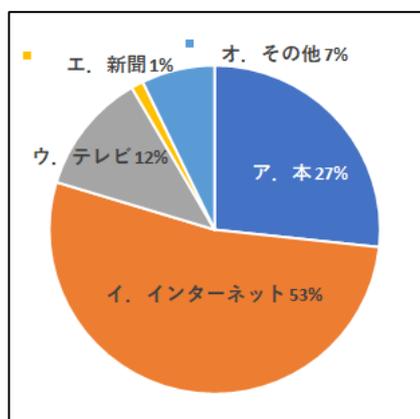


(中学生)



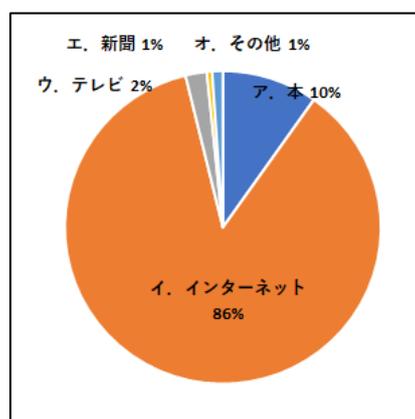
問. あなたが調べたいことがあるとき頼りにするものはなんですか。

(小学生)



小学4年生を対象にアンケートを実施

(中学生)



中学2年生を対象にアンケートを実施

附帯資料

子どもの読書活動の推進に関する法律 平成13年12月12日法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう

努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

平成13年12月12日

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもへの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。